

国立大学法人群馬大学基金取扱内規

平成29. 9. 1 制 定
改正 平成30. 3. 1 令和 2. 6.23
令和 3. 2. 3 令和 4.10. 1
令和 5.10. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学基金規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学基金（以下「基金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(寄附金額)

第2条 寄附金額は、個人の場合は原則 1 口1,000円から、法人・団体の場合は原則 1 口10,000円から可能とする。なお、原則額に満たない寄附についても受け入れることができるものとする。

(申込み方法)

第3条 基金への申込みは、次の各号のいずれかに掲げる方法によるものとする。

- (1) 「寄附申込書」を記入のうえ、本学へ郵送又はFAXを送信
- (2) 基金ホームページの「群馬大学寄附申込み」フォームから寄附情報及び申込情報等を入力の上、登録
- (3) その他本学が指定する方法

(入金方法)

第4条 基金への入金は、次の各号のいずれかに掲げる方法によるものとする。

- (1) 銀行振込
- (2) 本学収納窓口での現金収納
- (3) クレジットカード決済
- (4) コンビニエンスストア決済
- (5) その他本学が指定する方法

(振込手数料)

第5条 前条第1号の場合による振込手数料（以下「手数料」という。）の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附者が、本学所定の振込用紙を利用し、東和銀行、群馬銀行、三井住友銀行又はゆうちょ銀行のいずれかから振込を行った場合に発生する手数料については、本学が負担する。
- (2) 寄附者が、本学所定の振込用紙を利用せずに振込を行った場合に発生する手数料は、寄附者の負担とし、その手数料は寄附金額に含まない。
- (3) 寄附者が、前条第3号又は第4号を利用し、決済を行った場合に発生する手数料については、本学が負担する。

(領収書等の送付)

第6条 入金を確認したときは、速やかに「寄附金領収書」を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が特定できない場合は、寄附者に送付しない。

2 前項の場合において、税制上の優遇措置に係る内容を記載した書面を、あわせて寄附者に送付するものとする。

（寄附者が使途を特定しない場合の取扱い）

第7条 規程第8条第1項の規定に基づき、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合に、学長が使途の特定を行うにあたっては、規程第4条第1項第2号に規定する「大学運営全般に係る事業」として取り扱うものとする。

（預金利息の取扱い）

第8条 預金から生じた利息は、規程第4条第1項第2号に規定する「大学運営全般に係る事業」の遂行のために使用するものとする。

（謝意の表明及び顕彰）

第9条 寄附者の承諾が得られた場合に、次の各号に掲げるとおり、寄附者に対し謝意を表明し、顕彰を行うものとする。

（1）感謝状の贈呈 寄附金額が50万円以上

贈呈方法として、寄附金額が1,000万円以上は持参、それ未満は郵送で行うことを原則とする。

（2）銘板への寄附者名の掲載

ア 荒牧及び桐生地区設置の銘板

プラチナ色 寄附金額が5,000万円以上

ゴールド色 寄附金額が1,000万円以上

シルバー色 寄附金額が500万円以上

ブロンズ色 寄附金額が50万円以上

銘板の色は、累計金額で判断する。

イ 重粒子線医学センター設置の銘板

プラチナ色 寄附金額が1億円以上

ゴールド色 寄附金額が1,000万円以上

シルバー色 寄附金額が500万円以上

ブロンズ色 寄附金額が100万円以上

掲載は、重粒子線治療の普及・発展に資する事業に対する寄附のみとし、銘板の色は累計金額で判断する。

（3）基金ホームページ及び広報誌等への寄附者名の掲載

（個人情報の取扱い）

第10条 寄附者の個人情報は、基金の運営及び事務手続のみに使用し、他の目的には使用してはならない。またその取扱いについては、個人情報に関する法令を遵守し、「国立大学法人群馬大学個人情報保護規則」等に基づき、適正な管理を行うものとする。

附 則

1 この内規は、平成29年9月1日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学基金について（平成27年1月14日学長裁定）は廃止する。

附 則

この改正は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。